

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のご案内

横手市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で収入が減少したことにより生活に困窮し、生活の再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

※失業状態になくても、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げや給与等の収入が減少していれば対象となります。

※運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

◆**貸付上限額** 2人以上の世帯・・・月20万円以内

単身世帯・・・月15万円以内

◆**貸付期間** 原則3ヵ月以内

◆**利子** 無利子（ただし、返済期間内に完済しない場合は延滞利子が発生）

◆**据置期間** 最終貸付日から1年以内（ただし、令和4年4月以降、新規に申請した貸付は令和5年12月末まで据置期間を延長）

◆**返済期間** 据置期間後、10年以内

◆**保証人** 不要

受付は 令和4年9月末まで

【申し込みに必要なもの】

申し込み時に、新型コロナウイルス感染症の影響や世帯の状況などを確認させていただくほか、所定の申込書等や次のものを提出・準備していただきます。

※緊急小口資金(特例貸付)を借入している場合は不要となるものもあります。

- 1) 申込者等の確認ができるもの（住民票、健康保険証、運転免許証など）
- 2) 振込先の確認ができるもの（預金通帳、キャッシュカードなど）
- 3) 失業や減収前及び減収が確認できる書類（給与明細書や売上帳簿、雇用保険受給資格者証、解雇通知、離職票、確定申告書など。所持していない場合は、所定の申立書により申告）
- 4) 世帯全員が記載されている住民票（3ヵ月以内／続柄・世帯主の省略不可）
- 5) 印鑑（実印、銀行印、認印のいずれか。シャチハタ不可）

申し込みにあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要となります。（詳しくは相談時にご説明いたします）

【貸付金の送金】

申込書等により秋田県社会福祉協議会で審査し、貸付が決定となった場合は指定の金融機関・口座に振込みます。（受付から送金までは1ヵ月程度かかります）

～相談・申込先～

横手市社会福祉協議会本部またはお住いの地域の福祉センター